

第7章

南アフリカにおける移民政策と国家・国民形成

網中 昭世

要約：

近年の南アフリカには歴史的に恒常化してきた移民の流れと近年の新たな移民の流れが混在している。アパルトヘイト廃絶以降、南アフリカに移民が集まるのは、この国が経済的、教育的、そして政治体制の変更という経験も含めた政治文化的に傑出するアフリカの中心国として姿を現しつつあることを示している。しかし、実態を把握することが困難な非正規移民が増加し、人権の擁護を含む移民の処遇が問題となっている。とりわけ深刻に受け止められている現象は、南アフリカ黒人による外国籍黒人に対する暴力である。この現象は、南アフリカという国家と社会が自国社会および国際社会において自らをどのように位置付けているかという文脈において検討されるべき課題である。一国の移民政策は国家がどのような国家的展望を持ち、ナショナル・アイデンティティを構築しようとしているのかを如実に反映する。こうした問題関心に基づき、本章は、南アフリカにおける移民に対する南アフリカ政府と社会の対応を整理し、近年の南アフリカ国家の志向性を検討する。

キーワード：

移民政策、ゼノフォビア、ナショナリズム、国家建設、国民形成

はじめに

2008年5月、ジョハネスバーグのタウンシップの一つ、アレクサンドラで南アフリカ黒人によって外国籍と見られる黒人を対象とした襲撃が発生した。襲撃はハウテン州の各地に飛び火し、さらにはダーバンやケープタウンにも拡大した。当時の安全・保安省の発表によれば5月26日の段階で強盗やレイプが多発し、342軒の商店が略奪被害に遭い、213軒が放火により焼失し、1384人の容疑者が逮捕された。ケープタウン周辺では推定2万人の移民が避難を余儀なくされ、3万人を超える移民がモザンビークその他の出身国へと一時的に出国した。一連の暴力によって600人以上が負傷し、

60人以上が殺害された (Crush ed. [2008: 11])。被害者の死因の多くが窒息死あるいは焼死であった事実からも敵愾心に満ちた暴力であったことが伺える。同様の襲撃事件の発生は2010年時点でも散発的に報告されている (Breen [2010])。

南アフリカの反アパルトヘイト運動の中で培われた反差別的体質にもかかわらず、移民に対する暴力の存在は1990年代から既に指摘されている (Crush [2001])。2008年の一連の襲撃の起点となったアレクサンドラ・タウンシップでは1994年にも襲撃が起きている。1994年の襲撃では武装した南アフリカ人によってモザンビーク人、ジンバブウェ人、マラウイ人が標的にされたが、被害者の中には30年も前に南アフリカに入国したジンバブウェ人もいた。数週間続いた事態は“Buyele khaya (Go back home)”として知られる (Crush ed. [2008: 44])。

こうした暴力は多くの先行研究において「反外国人感情 (xenophobia)」（ゼノフォビア）と表現されるが、その特徴は南アフリカ黒人による外国籍黒人に対する暴力である。対照的なところでは、近年、南アフリカでも顕著な経済進出が見られる中国人に対しても差別感情はあるものの、それが冒頭のような暴力として噴出するには至っていない。同じ南部アフリカ地域内の事例では、南アフリカと並んで移民の受け入れ国であるボツワナでも外国籍黒人に対する排外的態度が確認されているが、その規模と暴力性、なによりもアパルトヘイト廃絶と歴史的な和解を経験してきた南アフリカ社会における暴力的な排外主義は極めて深刻な問題として捉えられている。その状況は南アフリカの歴史的「健忘症」とさえ評される (Crush ed. [2008: 12])。

近年の南アフリカには歴史的に恒常化してきた移民の流れと近年の新たな移民の流れが混在している。1994年のアパルトヘイト廃絶以降、南アフリカに移民が集まるのは、この国が経済的、教育的、そして政治体制の変更という経験も含めた政治文化的に傑出するアフリカの中心国として姿を現しつつあることを示している。1997年から南部アフリカにおける移民の実態調査を実施してきたカナダのクイーンズ大学の南部アフリカ移民プロジェクト (Southern African Migration Project: SAMP) はアパルトヘイト廃絶以降の南アフリカに入国する移民をめぐる以下の問題群を提示している (Crush and Williams [2010])。労働市場に関しては移民労働者を雇用する分野は多様化し、それに伴い女性移民も増加している。その一方で、必ずしも労働市場とは直結しない人の移動として学生の国際的移動、そして難民の移動も顕著である。産業構造の変化と政策的変更起因した契約労働者の減少と正規・非正規¹の入国者数の増減には連関が

¹ SAMP は暴力を伴う移民排斥が深刻化する南アフリカ社会への影響を憂慮し、正規の法的手続きを経て入国したことを意味する“legal”に対して否定的価値判断を伴う“illegal”という語を用いることを回避している。それに代わり、否定的価値判断を差し挟まない「非正規・非登録の」(undocumented)、「不規則の」(irregular) 移民という、より中立的な用語を使うように求めている。

見られる。契約労働力の需要の減退に伴い、実態を把握することが困難な非正規移民が増加し、その結果、人権の擁護をも含む非正規移民の処遇が問題となっている。

前掲の問題群に加え、Peberdy [2009: 171]は、移民政策の展開と施行は国家の物理的な境界を定義づけ、治安維持に努め、取り締まり、そしてどの点を外部者が通過できるのかという技術的、法的かつ行政的である以上の問題群だと指摘する。端的に言って、当該国家がどのような国家的展望を持ち、ナショナル・アイデンティティを構築しようとしているのかといった点について関心を払わずに移民政策の変遷を十分に説明することはできない。

経済的、政治的、社会的要素は移民政策の変遷を説明するために考慮に入れられるべき要素ではある。しかし、時に国際的な移民は経済状況とは関係なく政治的關係の変化によって奨励されもするし、疎外されもする。さらに経済的要因によって移民が生じても、移動する人々に出入国許可を与えるか否かの決定権を有するのは政府であり、政府の決定は非経済的配慮からなされる場合も多い。国家の安全保障を脅かす直接的な脅威としての軍事的攻撃については防衛することが可能な国家も、雇用や安全を求めて国境を越えてくる人々の入国を管理できない自らの無力さを、主権に対する脅威とみなすことになる（ウェイナー [1999: 255-258]）。

こうした国家の対応について考察するにあたり、より巨視的な視点から近年のナショナリズムに関する論考は南アフリカ政府の移民政策と社会に表出する排外主義の根源を理解する一助となる。Kohnert [2009: 111-123]はアフリカ現代史において第一のナショナリズムが包括的であったのに対して、近年の第二のナショナリズムは排他的であるという。第一のナショナリズムは一般的に反植民地闘争として理解されてきた。1950年代から1960年代の独立直後の第一波は国家建設である。植民地の境界を受け継ぐという外発的な領域的国家の枠組みをとりつつも、しばしば多様な要素を持つ人々を新興国家に包摂することを試みる。植民地支配からの解放を求めた各国あるいは超地域的な連帯性を伴った包括的性格を持つ。それに対して第二のナショナリズムはグローバル化の一つの帰結として、植民地の境界を起源とするアフリカ諸国の人為的国境に区切られた領域的ナショナリズムが有効性を持っている（Kersting [2009: 7-18]）。

この文脈においてアパルトヘイトの廃絶とは民主化あるいは政権交代である以前に、脱植民地化の過程であり、政治的独立として位置付けられる。つまりアパルトヘイト廃絶後の課題は自ずと国家形成あるいは国民形成の問題へと移行する。アパルトヘイト廃絶という政治的移行と同時並行的に生じた経済的自由化とグローバル経済への急速な統合の過程で人・物資・資本の移動を加速化させる一方で、これらの要素のうち、特に人の移動に関しては流入を選択的に規制するための管理に余念がない。南アフリカの今日的状況は、包括的ナショナリズムと排他的ナショナリズムは矛盾しつつも同

時に存在することを示している。

南アフリカにおける特定の移民に対する排外的な姿勢は、南アフリカという国家が自国社会に対して、また南部アフリカ地域、あるいはより広くアフリカ大陸において自らをどのように位置付けているかという文脈において検討されるべき課題である。なぜなら管理主体である国家が移民を管理する動機とそれを支持あるいは不支持する社会の関係性を反映しているからである。同様に、国家の集合体としての共同体組織—例えば南部アフリカ開発共同体 (Southern African Development Community: SADC) やヨーロッパ連合 (European Union: EU) —が移民を管理する動機を明確にすることによって組織の在り方が明示されると同時に構成員間の立場と利害の相違も明確になる。

南アフリカ社会および政府が直面する問題を特定する上でも、ここで「移民」という言葉の多義性について確認しておきたい。移民という用語から連想されるものの曖昧さゆえに混乱を来す部分も少なくない。その用語は分析に用いられる手法によって異なるが、移民、国外居住者、国外追放者、外国人労働者、不法入国者、移住証明無所持者、難民、庇護希望者など、これらの用語は微妙に意味合いが異なる。例えば、非永住性と高い資格 (国外追放者)、永住性と高い資格 (国外居住者)、永住性と低い資格 (移民)、非永住性と低い資格 (外国人労働者)、違法 (不法入国者)、資格認定を待機する者 (移住証明無所持者)、強制的に退去させられた個人 (国外追放者、難民、庇護希望者、そして時に国籍離脱者) のように意味するところが異なる (ウェイナー [1999: 41])。さらに移民の移動の経路とその後の法的立場にも様々な経緯がありうる。例えば正規の法的手続きを経て入国した後に認められた滞在期間を超過して在留し、非正規の立場へと移行する事例を念頭に置けば、入国管理を超えた把握の必要性は明らかである。経済的側面に注目して言えば、入国許可が受け入れ国の必要性に基づくものならば、それは「計画移民」と呼ぶ方が相応しい。また移民労働者の「熟練」「非熟練」についてその実態を所与のものとして論じられるが、これは労働市場の需要に応じて便宜的に使用されることが多く、明確に定義されているわけではない (ハートウェル [2010: 24])。結論を先取りして言えば、南アフリカ政府の抱える問題の一部はこうした多様な移民の存在を特定しかねているがゆえに対処法に苦慮していることに起因する。

移民とそれに伴う問題に対処する政策的枠組みは、次の3つの水準に大別される。第一に、受け入れ国によって決定される一方向的政策である入国管理法および移民の処遇に対する国内法がある²。第二に、政府間協定に代表される双方向的政策があり、

² 移民の受け入れに影響を及ぼす要因を検討する際には、入国管理政策と移民政策とを区別して検討する必要がある。これらは相互に影響し合うものの、前者は移民の特性と規模を決定する入国に関するものである。それに対して後者は入国した移民の処遇、つまり移民やその家族が教育、住宅、雇用、福祉サービス、市民権を享受するか否かを決定する。

第三に地域的あるいは国際的な枠組み、さらには国連難民条約などに基づく多角的政策の枠組みがある。南アフリカとの関連で言えば SADC、国際移住機関 (International Organization for Migration: IOM)、国際労働機関 (International Labour Organization: ILO) がこれにあたる。本章では、問題の所在に応じ、第一の水準を優先し、必要に応じて第二、第三の水準にも言及する。

以上を踏まえ、本章では、南アフリカにおける移民に対する南アフリカ政府と社会の対応を整理し、近年の南アフリカ国家の志向性を検討する。以下では、まず、南アフリカへの移民について歴史的経緯を概観し、それぞれの時期と移動の誘因によって特徴付ける。次に、アパルトヘイト廃絶前後の移民政策を整理しつつ、南アフリカの移民政策の中に位置づける。そして最後に、アパルトヘイト廃絶以降の移民政策の中でも近年の政策の志向性を確認する。

第 1 節 南アフリカへの移民の歴史的経緯

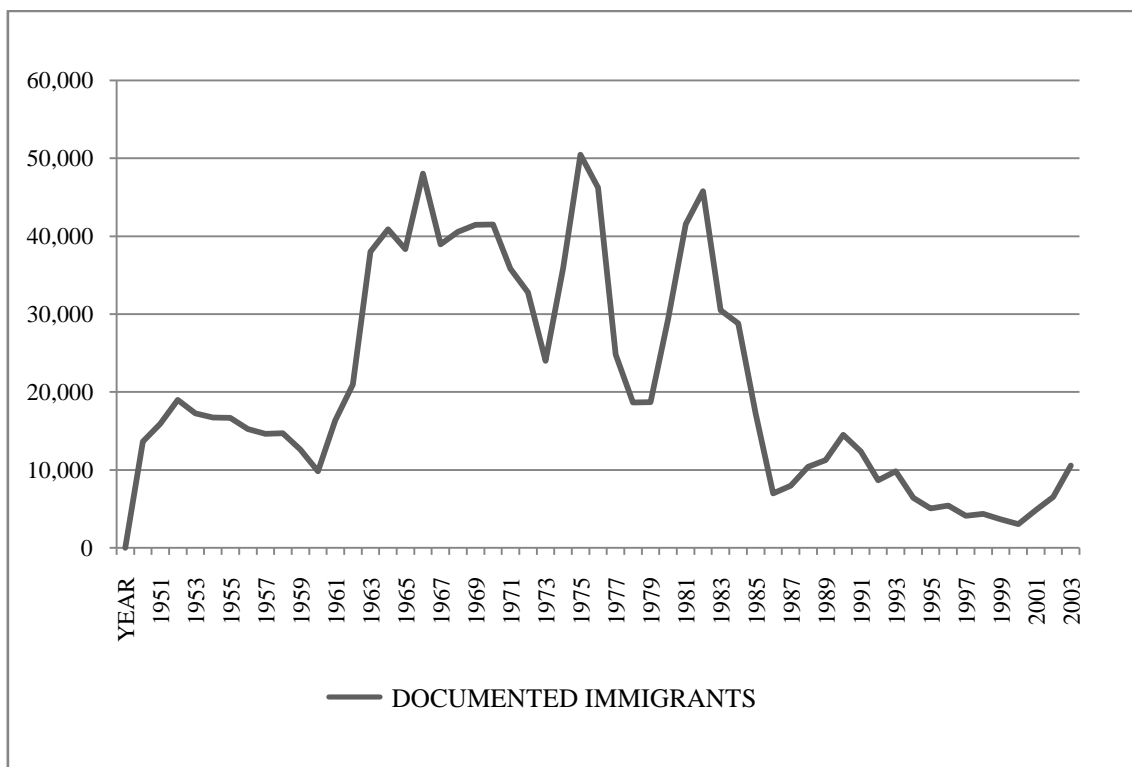
南アフリカへの移民について論じる際、従来は概ね二種類の移民研究が存在したと言えよう。一方は、アパルトヘイトの原型とも理解される労働力の国際的移動とそれに対する政策のあり方を検討するものである。他方は、国境を越える労働力の移動という側面のみならず、異なる人種・民族の参入という点で国民国家の成員として望ましいとされる移民像の問題として議論するものである。前者の分析対象は南アフリカも含めた南部アフリカ全域から導入される黒人労働者、一時的に導入された中国人の鉱山労働者、プランテーションに導入されたインド人労働者といった特定産業の契約労働者である。この種の移民は契約労働の後に帰国することが前提とされているために国民国家の成員資格に関する議論に組み込まれることはない。それに対して後者の分析対象は移住を目的としている移民である。あるいは前者の中でも労働者が契約期間後に在留することとなった場合には、直ちに後者の問題として議論が展開される。

こうした研究状況は、実社会における移民の把握の仕方を如実に反映している。以下の図 1 に示す南アフリカ政府統計局の示す南アフリカへの「正規移民 (documented immigrants)」数には前者の契約労働者としての労働移民は含まれていない。労働移民も法的には正規の手続きを踏まえた公式記録に残る移民であるにもかかわらず、その数は「正規移民」とは別に産業毎に別途把握されており、統計局が示す公式統計上は不可視化されていることになる。こうした二種の統計が存在するという事情に照らし、本章では同国統計局の示す正規移民数として計上される移民を暫定的に「公式移民」、

より綿密な分析にあたってはこの差異を明確にする必要があるが、南アフリカ政府の動向を見る限り、現段階では双方を含んで広義の移民政策と考えて支障がないと判断する。

これに含まれない労働移民を「非公式移民」として扱う。なお、正規移民として計上される公式移民と計上されない非公式移民の別は、必ずしも査証の期限の有無によるものではない。例えば期限付きの査証で入国する留学生、企業駐在員などは公式移民に含まれる。また、職種別に見ると農業・鉱業分野の技術職は公式移民として計上されるが、地下労働に従事するといった単純労働者は非公式移民となる。非公式移民は特定産業に投入される計画移民としての性格が色濃く、査証自体も特殊別枠である (Statistics South Africa [2003: 7])。本章において公式・非公式の別は、移民の分類によるというよりはむしろ管理主体である国家が公の移民とするか否かによる。それに対して正規・非正規の別は、国家の意思に関わらず、出入国および滞在する移民の法的立場を示している。

図1 南アフリカへの正規移民数 (単位: 人)



(出所) Statistics South Africa [2003]

1. 公式移民の変遷

小倉 [2002: 225-229]は南アフリカへの移民に関する従来の研究が移民集団ごとの属性、社会・経済的状況、差別を中心的な論点とし、個々の分析を超えて移民政策を南アフリカ国家と関連づけて分析する視点を欠いてきたことを指摘している。この空白を部分的に埋めるものとして Peberdy [2009]の研究がある。Peberdy [2009: 173]によれば、

南アフリカの移民政策が大幅な変更を余儀なくされるときには、必ずといって良いほど国家の形態、統治様式、政治制度あるいは権力関係といった点で重要な変化を伴い、各時代において特徴を持つ国家が特定の集団を国家の利益を阻害する脅威と見なしてきた。1900年代には黄渦論と連動して中国人、1910年代にはインド人、1920年代および30年代にはユダヤ人、国民党政権が樹立した1940年代後半から1950年代にかけては対抗勢力と見なされるイギリス人、白人プロテスタントの共和国としてイギリス連邦から離脱した後の1960年代から70年代にはカトリック、共産主義者、反人種主義者が対象であり、そして1990年代後半から2000年代にかけては黒人を中心とした移民が対象となっているのである。

こうした文脈において南アフリカへの正規移民数（図1）を見ると、白人移民の受け入れを奨励する1961年の移民政策が効力を発揮し、60年代には移民が増加していることが認められる。正規移民数が年間最大となった1975年には5万人を超える入国者が記録されているが、その際には隣接するポルトガル領であったモザンビーク及びアンゴラの独立に伴い、両国からポルトガル人入植者が流入した。なお、ハウテン州に流入したポルトガル人はあらゆる職種において南アフリカに滞在するモザンビーク人を雇用する傾向にあった（Crush and Williams [2001: 10]）。同様に1982年に4万人以上が入国している要因もジンバブウェの独立とそれに際した白人入植者の南アフリカへの移住が影響している。

一般的にアフリカへの移民の増減は植民地支配からの独立に伴い、旧宗主国からの移民が減少し、さらには旧宗主国へと引き上げる入植者が続くために、減少する傾向にある。しかし、南アフリカへの移民の減少は独立との関連よりもむしろ1980年代にアパルトヘイト体制が強化されたことを契機とする不安定な政治状況に起因する。その影響はソウェト蜂起に続く1977年、1978年、そしてアパルトヘイト体制に変化の兆しが見える1986年および1987年に顕著である。法的側面を見ると、国民党がアパルトヘイト体制の改革に言及した1986年から変化が見られる。当時のボータ政権によって1913年移民法の非白人の入国を禁じる条項が無効とされ、1937年移民法の共産主義者の入国拒否が改められたことによって東欧およびロシア、台湾が南アフリカへの移民出身地域として加わった。1986年以降も1991年まで基本的には白人移民の受け入れを奨励する1961年の移民政策が有効であった。例外的な流入として1980年代から1990年代にかけてモザンビークにおける紛争と干魃のため、およそ35万人が南アフリカへ流入した。ただし、この時点で南アフリカ政府はこれらの難民の受け入れを拒否し、また、難民に関するいかなる法令も併せ持っていなかったために、モザンビーク人難民の大半は非正規移民であると見なされてきた。1990年代初頭から当時のザイール（現在のコンゴ民主共和国、DRC）やレソトからの移民は統計上に現れてはいたが、黒人アフリカ人は一時的な居住許可が与えられるだけであった。

2. 非公式移民としての特定産業労働者

既に述べた通り、南アフリカ統計局が図 1 に示す「正規移民数」には基幹産業である鉱業および商業的農業に導入されている移民労働者は含まれていない。アパルトヘイト期を通じて南アフリカ黒人労働者が南アフリカ国民としてではなく、ホームランドからの「移民労働者」として、さらに南部アフリカ地域からの移民労働者と同列に計上されている点は当時の体制の文脈で理解することができる。

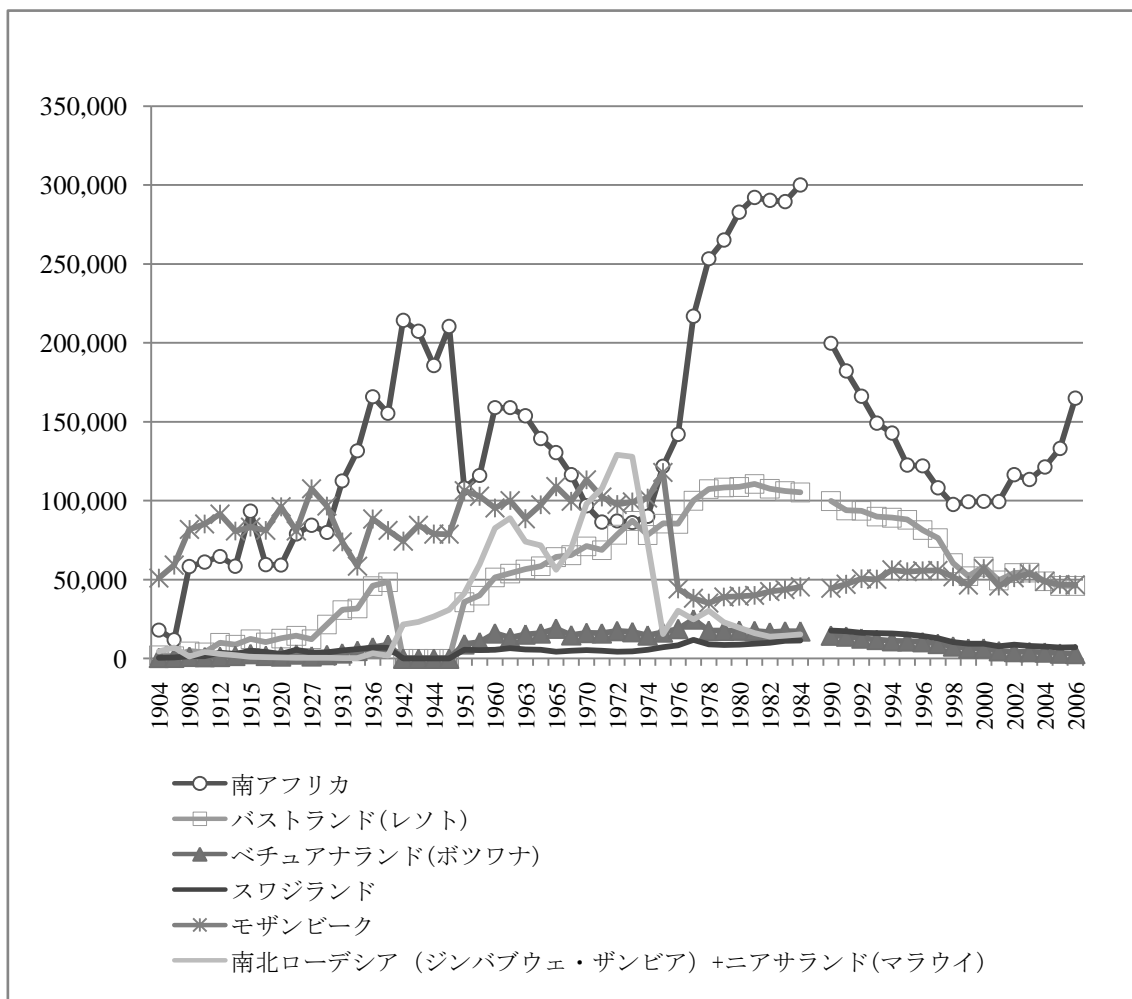
アパルトヘイト期の南アフリカは白人志向の国家であり、それに沿った移民法を編纂してきた。黒人は市民権と国家に属する可能性から排除され、移民政策については当初から議論の対象の埒外に置かれていた。しかし、実際には 19 世紀後半から植民地期および独立後の南部アフリカ諸国との間で取り交わされた公式・非公式の合意に基づき、南部アフリカ全域から黒人労働者が鉱業・農業分野に導入されている。1913 年に制定された南アフリカ連邦の移民規制法は南部アフリカ地域から鉱業および商業的農業の分野に限定して契約労働者の入国を認めてきたが、つまりは、その対象者以外の入国は禁止されていることを意味する。また、契約終了後には帰還することが取り決められた契約労働者を送り出す地域では、人口の減少が懸念されるほどに未帰還者が後を絶たなかった。事実、南アフリカ側では 1920 年代から少なくとも 1960 年代半ばまで農村部で発見された非正規の移民や国境で摘発された移民に対して事後的に白人農場で就労する特別許可を付与するという「選択肢」を与えている (Peberdy [2009: 146])。

まず、鉱業分野におけるアフリカ人労働者の数は以下の図 2 に示す通りであるが、比較の可能な 20 世紀後半に限定しても図 1 に示した正規移民の規模を大きく上回る。これを制度面で支えてきたのが労働力の供給国である周辺諸国との政府間協定である。南アフリカ鉱業界はトランスヴァール政府のちには南アフリカ政府を通じて結んだポルトガル領モザンビークとの協定を言わば雛形として、近隣の英領植民地である南部アフリカ一帯での独占的かつ組織的リクルートを実現してきた。鉱業に特化した移民労働者は家族を同伴しない単身男性に限定され、1 年から 1 年半の契約労働に基づきレソト、スワジランド、マラウイ、モザンビーク、そしてジンバブウェから送り出されている。その大半は出身国で南アフリカ鉱山会議所の外郭団体として 1902 年に設立された労働力の調達機関ヴィットヴァーテルスラント原住民労働組織 (Witwatersrand Native Labour Association: WNLA)、そして WNLA から 2001 年に改組されたアフリカ雇用局 (The Employment Bureau of Africa: TEBA) によるリクルートを受けて契約移民労働の手続きに入る。こうした移民労働者の多くが数回から数十回の契約を繰り返す。Crush and Williams [2010: 5]によると、SADC5 ヶ国の出身の移民に父親、そして祖父の移民労働経験の有無を調査したところ、3 万人の調査対象者のうち、レソト出身者の

76.2%が父親も移民労働の経験があり、24.4%が祖父も移民労働の経験があると答えている。

次に、図2のアフリカ人労働者数の推移を20世紀後半のアパルトヘイト体制としての統治形態の変容が見られる時期に注目して産業構造の変化と併せて確認する。南アフリカ経済は第二次世界大戦中にヨーロッパ経済から断絶されたことを契機に経済構造を多角化させ、南アフリカ国内の黒人労働者は鉱山労働以外に職を求める傾向が強まった。しかし、1961年のコモンウェルスからの脱退とアパルトヘイト体制の強化に伴い、移動制限を強化しつつ、鉱業界は近隣自治領などからの黒人労働者よりもホームランドの黒人労働者を積極的に雇用した。さらにボツワナ、レソトそしてスワジランド国民に対しては1963年パスポートの導入が義務づけられている。

図2 南アフリカ鉱山におけるアフリカ人労働者数 出身国別（単位：人）



(出所) Libby [1987: 38-9]および Crush and Williams [2010: 11]をもとに筆者作成。

その後、1970年代半ばには再度、鉱山労働者の構成に大きな変化が見られる(図2)。南部アフリカの植民地が独立するのと時期を同じくして、黒人政権下の新興諸国からアパルトヘイト体制下にある南アフリカの鉱業に導入される黒人労働者の数は急激に減少している。ただし、南アフリカへの移民労働によってもたらされる外貨収入にどの程度依存していたかによって新興独立諸国の採った方針には濃淡がある。例えばザンビアは1973年に南ローデシアとの国境を封鎖し、南アフリカへの移民労働者数も大幅に減少させている。それに対して1975年に独立したモザンビークは移民労働者の規模を縮小しながらも継続し、再び増加するという妥協的な策を採っている。

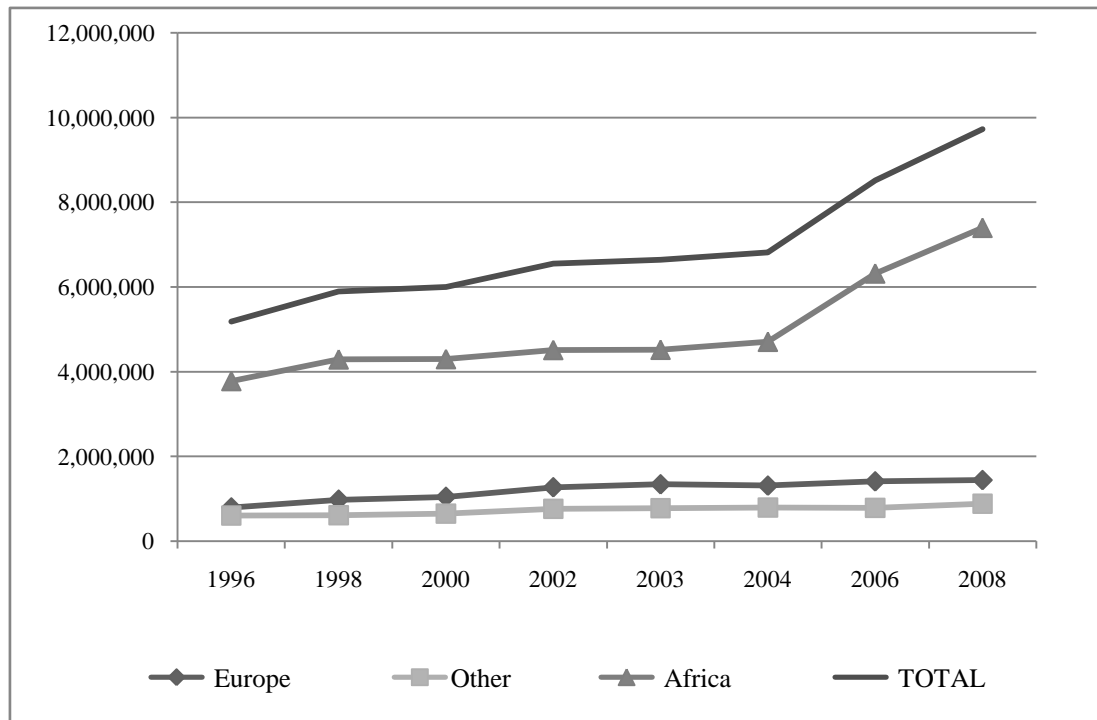
第2節 アパルトヘイト廃絶後の移民

前節で見てきたように、南部アフリカ地域からの公式・非公式の移民の存在という二面性こそが南アフリカの移民史の特性を表している。それに対して、1994年以降の新たな現象は、以下で見るように、正規・非正規を問わずアフリカ大陸各地からの移民の流入である。南アフリカ政府および社会は歴史的に不可視化されてきた移民労働者に加え、近年の新たな移民の流れへの対応をめぐる課題を抱える。以下では、アパルトヘイト廃絶前後の連続性と新たな側面に注意を払いたい。

1. 公式移民の動向

南アフリカ統計局によれば、以下の図3に示すように正規に入国した移民の数は1990年の100万人から1996年には518万人、そして2008年には972万人以上にまで増加し、そのうち740万人がアフリカからの移民である。ただし、この移民は必ずしも移住が目的ではない南アフリカへの入国者(migrant)である。なお、同時期の南アフリカへの正規移民(legal immigrant)を出身地域別に見ると、アフリカ出身者は90年代を通じて年間2000人以下、1990年時点では正規移民の11%であったが、2000年以降には倍増し、2004年には年間5000人を超え、正規移民者の48.9%に達している(Crush and Williams [2010: 14-15])。特に2000年以降のアフリカ他地域からの移民の受け入れには、2004年の移民法追加条項による熟練労働者の獲得というより明確な移民政策の内容を反映し、その数は2000年の831人から2004年には5235人に増加している。

図3 出身地域別正規入国者 (単位:人)



(出所) Statistics South Africa [2009]

さらにアフリカ他地域からの移民との関連で一時的就業許可の発行数の動向を見ると、アパルトヘイト直後に政府は国内の恒常化した失業問題への対処法として、移民に対して発行する一時的就業許可の更新数および新規発行数を削減している。その数は1992年の3万3318件から2000年には9191件へと減少している。加えて新規の一時的就業許可の発行件数は1996年の1万9498件が最大となり、2000年には6643件にまで減少した後に入国希望者の技能と資格を強く要求する2004年の移民法追加条項を受けて2006年の発行数は1万7205件にまで増加している(Crush and Williams [2010: 16])。総じて1996年以降、2002年移民法および2004年追加条項の施行を挟んで2008年までの南アフリカへの移民の動向を見てみると2002年に出身地域を問わず全般的に底を打ち、以降再び増加傾向にある。しかし、「熟練移民」を積極的に受け入れるという内容は「非熟練移民」を排除する別の表現であり、結果的に改定移民法の条件から漏れる非正規移民の増加を招いている。

2. 移民政策の排他的傾向

南アフリカの移民法の変遷を明らかにしたPeberdy [2009: 139, 143-4]は、2002年移民法(Aliens Control Act)の内容はアパルトヘイトの残滓である1991年移民法を受け継

ぐものであり、同法の内容はアフリカ人の入国を禁じた 1913 年移民規制法と、ナチス迫害を逃れてきたユダヤ人を排斥する 1937 年移民法に遡ると判断している。2002 年移民法の運用にあたっては入国管理局職員および警察官に対して南アフリカにおける在留資格を証明させる権限を与えている。ソロモンとヘーグ [2010: 198]によれば、2002 年移民法に先行する 1999 年の白書には「共同体執行政策」に関する項目が含まれていた。これは一般人が非正規移民を発見、識別、追放するというものであり、官許の外国人差別の一つの形態としても解釈される。なお、この項目は 2002 年に移民法案が再提出された際には削除されている。

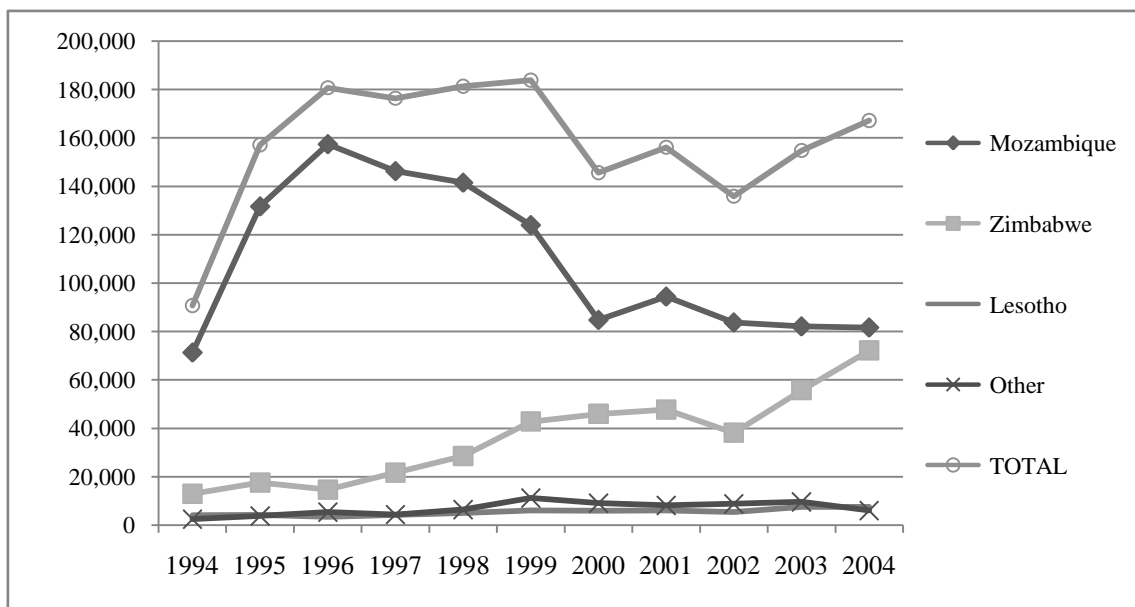
同様の傾向は国境での出入国管理の強化と併せて 1994 年から開始された都市部中心地域における警備システムにも見られる。非正規移民の特定が一般的な犯罪防止のための活動の一部として展開された点は看過すべきでない。1994 年には内務省、法務局および同局矯正部門 (Department of Correctional Services)、外務省、そして南アフリカ警察局 (South African Police Service: SAPS) および南アフリカ国軍 (South African National Defense Force: SANDF)、国家情報庁 (National Intelligence) による「非合法外国人 (aliens) に関する省庁間委員会」が設けられた。続いて政府は 1996 年に全省庁に対してあらゆる行政サービスを求める外国人に対して滞在に必要な書類を確認することを通達している (Peberdy [2009: 151-152])。特に移民政策における警察の位置付けについて Landau [2004: 12-14]は、アパルトヘイト期の人種主義的国家権力の代行者としての警察に対するスティグマを払拭すべく、国民の権利の擁護者としての役割を果たしていると分析している。

移民の可能性のある者は、「肌の色の濃さ」(より北部出身のアフリカ人はより濃いとされる)、結核予防接種の痕 (南アフリカでは上腕に接種するのに対して、その他のアフリカ諸国の多くでは前腕に行く)、伝統的な儀礼の痕、そして言語能力およびアクセント、服装といった指標が用いられて識別されるのだという。こうした「市民の協力」による排外主義は Neocosmos [2008]が示唆するように、独立に続く時期の支配集団の政治と深く関わる。こうした指摘は SAMP による言語集団別の差別意識に関する調査においてアフリカーンス、コーサ、ソト、ズールー、英語話者、ツォンガ、シャンガンという順に排外的態度が強く確認されたこととも通底する問題である (Crushed. [2008: 5])。この点について付言すれば、アフリカ言語話者の間でも南アフリカにおけるズールー、コーサ、ソトといった大中規模の言語集団よりも小規模であるツォンガ、シャンガンの排外的態度が弱い背景には後者が隣接するモザンビーク南部、つまり南アフリカへの移民送り出し地域の主要言語集団であることと関係する。南アフリカではアパルトヘイト期を通じて労働移民であるモザンビーク南部出身者を実際に属する言語集団とは切り離し「シャンガン」と一括りに呼んできた。中でも南アフリカの黒人労働者が忌避する鉱山の地下労働を担うモザンビーク出身者を「シャンガ

ーン」と呼ぶ際にはしばしば侮蔑的な意識が伴っていた。南アフリカで就業する内外の黒人労働者の中で労働条件ならびに意識の上でもヒエラルキーが存在してきたことは確かであり、それは植民地期には分割統治の実践の結果に他ならなかった。

移民の峻別に戻れば、現状は、より厳しい入国手続きによって正規の入国を拒まれた者によって非正規移民が増加し、移民は自らの非合法性ゆえに権利を主張できず、安価な労働力として搾取され、そうした状況を利用する雇用主の不法行為は見逃されていくという悪循環が生まれている。上述の移民の権利を守るためにも移民の動向を的確に把握することが必要であることは言うまでもないが、供給側の移民送り出し要因を特定するために必要な調査データが欠落しているかぎりにおいて、プッシュ・プル理論を用いた分析は困難であることが指摘されている (Crush [2001: 22])。SADC 内でも分析可能な統計資料が存在するのは南アフリカとボツワナに限られ、その他の諸国の資料は不十分である。特に必要書類を持たない非正規の移民の規模と動態を把握することは困難である。ただし、この資料上の制約がアパルトヘイト廃絶以降に特殊な問題であるかと言えば、必ずしもそうではない。むしろ資料上の制約が問題であると初めて認識されたというのが実情であろう。南アフリカ政府およびメディアにおいてしばしば移民と結びつけられて語られる治安、警察関連の統計資料に関しても、同様の問題が存在する。

図4 南アフリカからの国別送還者数 (単位:人)



(出所) Waller [2006]

南アフリカから送還される非正規移民の数は上の図4に示すとおり、近年急増している。南アフリカ内務省の統計によればその数は4万4225人(1988年)、9万6600人(1993

年)、15万1653人(2002年)、16万4294人(2003年)、16万7137人(2004年)、20万9988人(2005年)と増加している。そして顕著な傾向として、送還された移民は大抵直ちに南アフリカに再入国する。送還された非正規移民を国籍別に見ると1990年から1997年までの累積数はおおよそ90万人に及ぶが、そのうちの上位はモザンビーク人(82.1%)、ジンバブウェ人(11.4%)であり、SADC出身者が99.7%を占めている(Human Right Watch [2007: 17-18])。この構成に変化が見られるのはジンバブウェ国内で土地改革を発端とした政治経済的混乱が始まった2000年以降である。ジンバブウェ人の送還者数はおおよそ4万6000人(2000年)、7万4765人(2004年)、9万7000人以上(2005年)と増加し、2006年の5月末から12月末までの間におおよそ8万人が送還された(Waller [2006: 2])。比較可能な2005年の数値を見る限りでも送還者に占めるジンバブウェ人の比率は1990年代の11.4%から2005年には46.2%へと大幅に増加している。

3. 非公式移民の存続

鉱山労働者の雇用に関しては、南部アフリカ全域にわたって組織化された契約移民労働という雇用の在り方がアパルトヘイト体制の布石の一つでもあったという認識から、アパルトヘイトが終結した時点でアフリカ民族会議(African National Congress: ANC)および鉱山労働者組合(National Union of Mineworkers: NUM)から廃止の強い要請が鉱山会社に向けられた。しかし、会社側はこれを拒んでいる(Crush and Tshitereke [2001])。

鉱山業では特に1990年代から2000年までの金鉱業全般にわたる再編と規模縮小に伴い、移民労働の動向にも変化が見られる(図2)。経費節減のために生産部門・非生産部門を問わず外部委託と下請負契約を進めたが、下請け企業は往々にして人件費の安価な移民労働者、特にレソトおよびモザンビークからの移民労働者を雇用した(Crush et al. [2007])。1990年代までレソトおよびモザンビークからの鉱山労働者は南アフリカ金鉱業の主要労働力であった。しかし、1990年代後半から2000年代初頭にかけて鉱山の経費削減のためにレソト人の雇用率は低下し、2006年には移民労働者が占める割合は過去最低となっている。モザンビーク人に関しては1990年代を通じて例外的に移民労働者の減少に繋がっていない。その理由としてはモザンビーク人の南アフリカ鉱山業に対する雇用の依存度が高いために交渉力が弱く雇用者にとって扱いやすい、あるいは当時モザンビークのHIV/AIDS感染率が他の供給国よりも低かったためであると推測されている(Crush and Williams [2010: 10])。

移民労働者の規模は1999年を最小に、国際市場における金の価格が上昇した2000年からは全ての供給国出身の移民が増加に転じている。政府の経済政策の一環である鉱物石油資源開発法(Mineral and Petroleum Resources Development Act: Act 28 of 2002)

は全ての南アフリカ人の雇用を促進し、社会的かつ経済的福祉を改善することを目的としている。この方針は後述する 2002 年移民法と併せ、その影響は翌年以降顕著に表れ、移民労働者の規模は緩やかに減少傾向にある一方で南アフリカ人の雇用は増加している。

鉱業以外の移民労働についてみると、国境を接するモザンビーク、ジンバブウェ、レソトからの移民が商業的農業部門で多く雇用されている。例えばフリー・ステイト州ではレソト労働局を通じた合法的契約に基づき、レソト人女性を雇用している。同様の合意と移民労働者の確保がムプマランガ州ではモザンビーク人を、そしてリンポポ州ではジンバブウェ人を対象に行われている。特に商業的農業部門での労働者に対しては 2002 年移民法の施行により、契約労働者の雇用のための新たな「法人許可 (corporate permits)」が発給されている。これは南アフリカの雇用主に対して非南アフリカ人の半熟練あるいは非熟練労働者の雇用を容易にしている (Crush and Williams [2010: 13])。

4. 包摂の試み

南アフリカにおいて近年の移民政策が排外的傾向を強めているとはいえ、アパルトヘイト廃絶以降に移民が常に排除されてきたわけではない。1998 年難民法 (Refugees Act: Act 130 of 1998) は、何人たりとも難民申請を行う権利を否定されず、申請手続きが可能であると明言している点でその進歩性が評価されている。これを受けて 1998 年 12 月には南アフリカ人権委員会、難民問題全国会議、国連難民高等弁務官事務所 (United Nations High Commissioner for Refugees: UNHCR) の呼びかけにより、先の難民法の内容とアパルトヘイト廃絶以降の南アフリカ社会への期待と経済成長とも相まって、アフリカ各地域から南アフリカを目的地とする難民の流れが見られた。ただし、この難民法は 1998 年に国会で可決され、立法化されているにもかかわらず、2000 年まで施行されなかった。

南部アフリカ地域に限定してみると、1995 年から 1999 年の間に南アフリカ政府議会は移民に対して 3 度、SADC 諸国民に対して市民権を供与する機会を提供している。その対象者は第一に鉱山労働者、第二に SADC 諸国からの非正規移民、そして第三に紛争中に南アフリカ国内にやってきたために第二の機会に申請しなかった者あるいはその資格を認められなかったモザンビーク人である。これらの機会の提供は、アパルトヘイト期の排他的な移民政策の実践と南アフリカの経済発展に寄与してきた非南アフリカ人に対する南アフリカ政府の認識を示している。

第一の事例は、1995 年の 11 月から 1996 年の 3 月までの間に以下の条件で行われた。申請資格を有する者は 1986 年以前に南アフリカに入国し、それ以降南アフリカで就業

し、1994年4月の総選挙で投票権を認められていた鉱山労働者に限定されていた（Sechaba Consultants [1997: 11]）。南アフリカのANC政権は近隣諸国からの移民労働者に対して一定の条件で南アフリカにおける永住権を付与することによってアパルトヘイト体制の布石と見なされてきた移民労働システムを抜本的に改革しようと試みた。しかし、申請資格のある該当する鉱山労働者数から当初見積もられていた10万4000人に対して資格を有する鉱山労働者の50%にあたる5万1504人が南アフリカ政府の申し出を受けるに留まった。

第二の、1996年の市民権の付与は1990年以前に南アフリカに非正規に入国したSADC市民に対して、または南アフリカ市民と婚姻関係にあり、犯罪歴のないSADC諸国出身の非正規移民に対するものである。この機会は1回限りの免責措置という条件付きではありながらも20万1602人が申請し、12万4073人が認可された。

第三はモザンビーク人元難民に対する市民権の付与である。これは1992年にモザンビークおよび南アフリカ政府、そしてUNHCRによって1985年1月から1992年12月までに南アフリカに流入したモザンビーク人に対する難民の地位についての合意が形成された上で1996年12月に決定され、1999年8月から2000年2月にかけて施行された。その目的は前述のSADC諸国出身の非正規移民に対する市民権付与に申請しなかった者、あるいはそれに申請したものの認可されなかった者が対象となった。南アフリカに流入したモザンビーク人難民はおよそ35万人と見積もられるが、1990年代初頭にUNHCRの主導で進められた送還プログラムを通じておよそ7万人が自主的に帰還している（Crush and Williams [2001: 20]）。その規模に対して第三の機会に申請したのは13万748人、2001年半ばまでに認可されたのは8万2969人であった（Johnston [2001]）。Peberdy [2009: 157]は、これには居住地域に関する条項が申請と認可の障壁となっていたことを指摘している。申請条件は上述の期間に南アフリカに流入し、リンポポ州、北西州、ムプマランガ州、そしてクワズールー・ナタール州に居住する者に限定され、他地域に居住するものは該当者とは見なされなかった。流入した難民が都市雑業に従事する可能性は十分にありながらも、申請条件を満たす条件として大都市ジョハネスバーグを擁するハウテン州が含まれていなかったことは、申請者および認可対象者の数を引き下げる一要因となっていた。

第3節 南部アフリカ地域における南アフリカ移民政策の含意

南アフリカへの移民送り出し諸国の状況に目を転じると、アンゴラ、DRC、レソト、マダガスカル、マラウイ、モザンビーク、タンザニア、ザンビアの各国は世界銀行とIMFの重債務貧困国（HIPS）IIイニシアチブあるいは被援助国が提出を求められる「貧

困削減戦略文書」(PRSPs)に基づく開発枠組み中での監督下にある。他のボツワナ、モーリシャス、ナミビア、南アフリカ、ジンバブウェは独自の開発の枠組みを持つが、特に近年のジンバブウェにおける雇用機会の減少と政治的迫害の状況の中で効果は期待できない。ハートウェル [2010: 127]が紹介するように PRSPs は 1990 年代の構造調整政策 (SAPs) と大差なく、地域経済に一層の試練をもたらしているという否定的評価もある。この評価が正しければ、前掲の諸国から送り出される移民の動きは国際的な援助枠組みの中で実践される人々の生存戦略にほかならない。デヤヘール [2010: 148-9, 156]は、とりわけジンバブウェ人移民は経済的利益を求める自発的移民とは一線を画した消極的移民であると論じている。

国家にとって移民をめぐる問題は、従来、労働省や内務省の専管事項であった。しかし、この問題が確実に二国間あるいは地域間の交渉を必要とする問題へと変質し、問題は労働省や内務省から外務省あるいは防衛省で取り扱われる議題へと変化してきた (Weiner and Russell eds. [2002])。南アフリカ研究者による論調も移民が内政の対象から外交、地域安全保障に繋がる問題として転化してきた近年の傾向を顕著に示している (Solomon [2003])。南アフリカへの移民の動向とそれに対する国家の対応は人の移動が国家安全保障と政治的安定に対する脅威として認識され、政治的な重要課題として位置付けられている実例である。受け入れ国と送り出し国の可変的な政府間関係、国際環境、また一国内省庁間の関係によって影響を受ける政策立案の過程、これらは国際的な移民の動向に大いに関係している。南アフリカの移民政策に見られる一方向的な枠組みにおいて、受け入れる側の国家安全保障が論じられている現状はこれまでに確認したとおりである。他方で SADC は 2005 年に地域内の人の移動の自由を可能にする政策立案を目的とした「人の移動促進に関する議定書 (Protocol on the Facilitation of Movement of People)」を採択した。南部アフリカ地域の多角的な枠組みとしては移動する側の人間の安全保障が論じられる中で、南アフリカがどのような立場をとるのか、この点を明らかにすることも残された課題である。

おわりに—内面化された排外主義

1996 年に施行された南アフリカ新憲法の序文は「我々の過去の不正義」を認め、「正義と自由のために犠牲を払った人々」を讃え、「我々の国の建設と発展に寄与した人々」を敬い、「南アフリカは我々の多様性のもとに、そこに住む全ての人々に属する」と謳う。そして反アパルトヘイト運動をめぐって分断されていた歴史を共通の歴史として描き直し、新生南アフリカ国民を統合する役目を担った真実和解委員会 (Truth and Reconciliation Commission: TRC) の指針もこれに沿うものであった。確かに TRC の取

り組みは賞賛されてしかるべきものである。しかし、そこには反アパルトヘイト運動に積極的にかかわってきた南部アフリカという広域社会において南アフリカが果たしうる役割に関する将来像は見えてこない。

冒頭に述べたように、アパルトヘイト廃絶後の南アフリカにおける排外主義の存在はアパルトヘイト廃絶の直後から既に指摘されてきた。そうであるからこそ2001年にダーバンで開催された「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に関する世界会議」は南アフリカ社会にとって切実な問題を取り扱っていた。しかし、これ以前、つまりアパルトヘイト廃絶以前の南アフリカに、今日生じているものと同根の排外主義が存在しなかったかと言えばそうではない。アパルトヘイトとその廃絶、歴史的和解という経験を通じ、南アフリカ黒人自らが内面化してきた序列意識、差異化の思考の延長上で矮小化された「市民権」によってあるまじき暴力に対する正当性を付与されたかのような幻惑に取り憑かれてはいないか。Ramphele [2008: 29-30]はこの事態について、民主的体制への移行とTRCはそれを達成した南アフリカ国民の存在を特異希な存在であるかのように感じさせ、延いては他者に対する権力を行使する「権利」を与えると警告する。この結果、危機に晒されているのは、先の「正当性」の根幹にある南アフリカの民主的社会的安定である。

佐藤 [2001]によれば、アパルトヘイト期の南アフリカあるいは南部アフリカにおける平和の捉え方に特徴がある。特に周辺諸国が独立を果たし、黒人政権が誕生した70年代後半から80年代以降、アパルトヘイトは南アフリカ国内の黒人に対しては暴力的な支配と抑圧であり、周辺諸国に対しては不安定化工作という政治経済的な侵略と抑圧であった。この暴力的抑圧からの解放のためには対抗的な武装闘争が不可避であると考えた立場からすれば、非暴力によって平和を奪還しようとする姿勢は消極的であり、アパルトヘイトに対する屈伏として捉えられた。今日の南アフリカにおける排外主義は、アパルトヘイト期の政治文化の否定的側面が形を変えて継承されていると理解することができるだろう。

参考文献

〔日本語文献〕

- 小倉充夫 [2002] 「移民政策と国際社会—南アフリカにおける移民政策を事例として」
(加納弘勝・小倉充夫編『変貌する「第三世界」と国際社会』東京大学出版
会 223-251 ページ)。
- 佐藤誠 [2001] 「小火器拡散問題と平和構築—南アフリカの取り組み」(平野克己編『ア
フリカ比較研究』アジア経済研究所 187-214 ページ)。
- ウェイナー、マイロン [1999]『移民と難民の国際政治学』明石書店 (Weiner, Myron [1995]
The Global Migration Crisis: Challenge to States and to Human Rights, New York:
Harper Collins College Publishers)。
- ソロモン、フセイン、ルイーズ・ヘーグ [2010] 「南アフリカにおけるゼノフォビア」
(佐藤誠編『越境するケア労働—日本・アジア・アフリカ』日本経済評論社
185-205 ページ)。
- デヤヘル、ニコラ [2010] 「南アフリカにおけるジンバブエ人移民の流入」(佐藤誠編
『越境するケア労働—日本・アジア・アフリカ』日本経済評論社 145-162 ペ
ージ)。
- ハートウェル、レオン [2010] 「南部アフリカにおける熟練移民労働とマクロ経済状況」
(佐藤誠編『越境するケア労働—日本・アジア・アフリカ』日本経済評論社
123-144 ページ)。

〔外国語文献〕

- Breen, Duncan [2010] *Incidents of Violence against Foreign Nationals*, CoRMSA: Consortium
for Refugees and Migrants in South Africa,
(<http://www.cormsa.org.za/wp-content/uploads/2009/05/cormsa-database-of-violence-against-foreign-nationals.pdf>—2011年2月14日アクセス)。
- Crush, Jonathan [2001] “The Dark Side of Democracy: Migration, Xenophobia and Human
Rights in South Africa,” *International Migration*, Vol.38, No.6, pp.103-133.
- Crush, Jonathan and Clarence Tshitereke [2001] “Contesting Migrancy: The Foreign Labour
Debate in Post-1994 South Africa,” *Africa Today*, Vol.48, No.3, pp.49-70.
- Crush, Jonathan and Vincent Williams [2001] “Making Up the Numbers: Measuring ‘Illegal
Immigration’ to South Africa,” *SAMP Migration Policy Brief*, No.3,
(<http://www.queensu.ca/samp/forms/form1.html>—2011年2月14日アクセス)。
- [2010] “Labour Migration Trends and Policies in Southern Africa,” *SAMP Migration
Policy Brief*, No.23, (<http://www.queensu.ca/samp/forms/form1.html>—2011年2月

14 日アクセス).

- Crush, Jonathan ed. [2008] *The Perfect Storm: The Realities of Xenophobia in Contemporary South Africa*, Cape Town: SAMP Migration Policy Series, No. 50.
- Crush, Jonathan, et al. [2007] “Undermining Labour: The Rise of Sub-Contracting in South African Gold Mines,” *Journal of Southern African Studies*, Vol.27, No.1, pp.5-31.
- de Vletter, Fion [1998] “Sons of Mozambique: Mozambican Miners and Post-Apartheid South Africa,” *SAMP Migration Policy Series*, No. 8,
(<http://www.queensu.ca/samp/forms/form1.html>—2011 年 2 月 14 日アクセス).
- Forced Migration Studies Programme [2010] *Lost in the Vortex: Irregularities in the Detention and Deportation of Non-Nationals in South Africa*, Wits University,
(http://www.cormsa.org.za/wp-content/uploads/2009/05/lost_in_the_vortex-irregularities_in_the_detention_and_deportation_of_non-nationals_in_south_africa.pdf
—2011 年 2 月 14 日アクセス).
- Human Rights Watch [2007] “*Keep Your Head Down*” *Unprotected Migrants in South Africa*, Vol.19, No.3 (A),
(<http://www.hrw.org/en/reports/2007/02/27/keep-your-head-down-0>—2011 年 2 月 14 日アクセス).
- Johnston, Nicola [2001] “The Point of No Return: Evaluating the Amnesty for Mozambican Refugees in South Africa,” *SAMP Migration Policy Brief*, No.6,
(<http://www.queensu.ca/samp/forms/form1.html>—2011 年 2 月 14 日アクセス).
- Kersting, Norbert [2009] “New Nationalism and Xenophobia in Africa – A New Inclination?,” *Africa Spectrum*, Vol.1, pp.7-18.
- Kohnert, Dirk [2009] “New Nationalism and Development in Africa,” *Africa Spectrum*, Vol.1, pp.111-123.
- Kynoch, Gary [2005] “Crime, Conflict and Politics in Transition-Era South Africa,” *African Affairs*, Vol.104, pp.493-514.
- Landau, Loren B. [2010] “Loving the Alien? Citizenship, Law, and the Future in South Africa’s Demonic Society,” *African Affairs*, Vol.109, pp.213-230.
- [2006] “Discrimination and Development?: Migration, Urbanization, and Sustainable Livelihoods,” Forced Migration Studies Programme, Wits University,
(<http://cormsa.org.za/wp-content/uploads/Research/SADC/>—2011 年 2 月 14 日アクセス).
- [2005] “Migration, Urbanization and Sustainable Livelihoods in South Africa,” *SAMP Migration Policy Brief*, No. 15,
(<http://www.queensu.ca/samp/forms/form1.html>—2011 年 2 月 14 日アクセス).

- [2004] *Democracy and Discrimination: Black African Migrants in South Africa*, Global Commission on International Migration (GCIM), Global Migration Perspectives, No. 5, (<http://www.unhcr.org/refworld/type,LEGALPOLICY,,ZAF,42ce48124,0.html>—2011年2月14日アクセス).
- Libby, Ronald T. [1987] *The Politics of Economic Power in Southern Africa*, Princeton: Princeton University Press.
- Lubkemann, Stephen C. [2000] “The Transformation of Transnationality among Mozambican Migrants in South Africa,” *Canadian Journal of African Studies*, Vol.34, No.1, pp.41-63.
- Murray, Martin J. [2003] “Alien Strangers in our Midst: The Dreaded Foreign Invasion and ‘Fortress South Africa’,” *Canadian Journal of African Studies*, Vol.37, No.2, pp.440-466.
- Ndlovu-Gatsheni, Sabelo J. [2009] “Africa for Africans or Africa for ‘Natives’ Only? ‘New Nationalism’ and Nativism in Zimbabwe and South Africa,” *Africa Spectrum*, Vol.1, pp.61-78.
- Neocosmos, Michael [2008] “The Politics of Fear and the Fear of Politics: Reflections on Xenophobic Violence in South Africa,” *Journal of Asian and African Studies*, Vol.43, No.6, pp.586-594.
- Nyamnjoh, Francis B. [2006] *Insiders & Outsiders: Citizenship and Xenophobia in Contemporary Southern Africa*, Dakar: CODESRIA.
- Peberdy, Sally [2009] *Selecting Immigrants: National Identity and South Africa’s Immigration Policies 1910-2008*, Johannesburg: Wits University Press.
- Polzer, Tara [2004] “*We are All South Africans Now*”: the Integration of Mozambican Refugees in Rural South Africa, Forced Migration Studies Programme Rural Research Project, (http://cormsa.org.za/wp-content/uploads/Research/SADC/8_polzerwp.pdf—2011年2月14日アクセス).
- Potts, Deborah [2010] *Circular Migration in Zimbabwe and Contemporary Sub-Saharan Africa*, Woodbrige: James Currey.
- Ramphela, Mamphela [2008] *Laying Ghosts to Rest: Dilemmas of the Transformation in South Africa*, Cape Town: Tafelberg.
- Sechaba Consultants [1997] “Riding the Tiger: Lesotho Miners and Permanent Residence in South Africa,” *SAMP Migration Policy Brief*, No. 2, (<http://www.queensu.ca/samp/forms/form1.html>—2011年2月14日アクセス).
- Segal, Michelle and Mark R. Brawley [2009] “Unemployment, Trade Liberalization and

- Adjustment in Post-Transition South Africa,” *Journal of Asian and African Studies*, Vol.44, No.6, pp.698-718.
- Shaw, Mark [2002] *Crime and Policing in Post-Apartheid South Africa: Transforming under Fire*, Bloomington: Indiana University Press.
- Singh, Anne-Marie [2008] *Policing and Crime Control in Post-Apartheid South Africa*, Aldershot: Ashgate.
- Solomon, Hussein [2003] *Of Myths and Migration: Illegal Immigration into South Africa*, Pretoria: University of South Africa.
- Statistics South Africa [2003] *Tourism and Migration Reports*, PO3051,
(<http://www.statssa.gov.za/publications/publicationbrowse.asp>—2011年2月14日アクセス).
- [2009] *Tourism & Migration reports*, PS015,
(<http://www.statssa.gov.za/publications/publicationbrowse.asp>—2011年2月14日アクセス).
- Waller, Lyndith [2006] “Irregular Migration to South Africa during the First Ten Years of Democracy,” *SAMP Migration Policy Brief*, No. 19,
(<http://www.queensu.ca/samp/forms/form1.html>—2011年2月14日アクセス).
- Weiner, Myron and Sharon S. Russell, eds. [2002] *Demography and National Security*, New York: Berghahn Books.